

広島県税規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十八号

広島県税規則等の一部を改正する規則

(広島県税規則の一部改正)

第一条 広島県税規則（昭和二十九年広島県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。
第五条の二第二号中「別記様式第六号の五」の下に「別記様式第七号」を加え、同条に次の一号を加える。

三 個人事業税及び不動産取得税 県外の郵便貯金銀行の営業所。ただし、個人事業税を別記様式第五号の二、別記様式第五号の四、別記様式第六号、別記様式第六号の五、別記様式第七号又は別記様式第七号の二によつて納付する場合及び不動産取得税を別記様式第五号の六、別記様式第六号の五、別記様式第七号又は別記様式第七号の二によつて納付する場合は、県内の郵便貯金銀行の営業所に限る。

第五条の三中「定める者は、」の下に「個人事業税又は不動産取得税を納付する場合に限り、コンビニエンスストア（日本標準産業分類に掲げる細分類五七九一のコンビニエンスストアに属する事業所をいう。）を営営する企業（知事が別に定めるものに限る。以下「コンビニエンスストアを営営する企業」という。）とし、」を加え、「コンビニエンスストア（日本標準産業分類に掲げる細分類五七九一のコンビニエンスストアに属する事業所をいう。）を営営する企業（知事が別に定めるものに限る。）」を「コンビニエンスストアを営営する企業」に改める。

「第五号の二の二

第五号の三

「第五号の三

第五号の四

第五号の四

第五号の四の二

第五号の五

第五号の五

第五号の六

第五号の六

第五号の七

第五号の六の二

第六条第一号中

第五号の七

に改め、同条第三号中

「第六
第六

第五号の八

第五号の八

第五号の九

第五号の九

第五号の九の二

第五号の九の二

第五号の九の三

第五号の九の三

第五号の九の四

第五号の九の四

第五号の十

第五号の十

第五号の十の二

「第六号の二の二

号の三

第六号の三

に改め、同条第九号中「第十一号の六」を

「第十一号

号の三の二」を

第六号の三の二

に改め、同条第九号中「第十一号の六」を

第十一号

第六号の三の三」

の六

に改める。

の六の二」

第十五条第二項第七号中「第十三条第三項」を「第十三条第二項」に改める。

第二十七条の二第五号中「第十三条第四項」を「第十三条第三項」に改め、同条第六号中「及び第二項」を削り、同条第十一号及び第十七号中「第十三条第三項」を「第十三条第二項」に改める。

第二十九条中「及び第二項」を削り、「第十三条第三項」を「第十三条第二項」に、「別記様式第五十一号の五若しくは別記様式第五十一号の八」を「若しくは別記様式第五十一号の五」に改める。

第三十条中「第十三条第三項」を「第十三条第二項」に改める。

附則第四条第十一项中「第十条第十三項」を「第十条第十六項」に、「第四条第九項」を「第四条第十項」に改める。

別記様式第五号の二の次に次の様式を加える。

様式第5号の2の2 (第6条関係)

(表)

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 広島県 個人事業税領収済通知書 </div> <div style="text-align: center;"> 公 通常払込料金 加入者負担 </div> </div>									
加入者名		口座記号番号		合計金額	円				
収納機関番号		納付番号		確認番号		納付区分			
納期限	平成 年 月 日	賦課年度		県税		賦課番号		所得内訳	期別
<div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></div> </div>									
延滞金額	円	合計金額	円	領収日付印					
納組コード		金融機関コード		<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 様 </div>					
納税者	(住所等非表示払込書)								
コンビニ収納用	(ご注意) バーコードがないもの(30万円超)、読取りができないもの又は金額訂正したものは、コンビニエンスストアでは納付できません。 収納代行								
主管所名	広島県 県税事務所	広島県/ゆうちょ銀行(郵便局)控 またはコンビニ本部控							

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="width: 40%;"> 広島県 納付書 振替払込請求書 兼受領証 </div> <div style="text-align: center;"> 公 通常払込料金 加入者負担 </div> </div>									
口座記号番号									
加入者名									
納付番号									
賦課番号									
賦課年度		期別							
納期限	平成 年 月 日								
税額									円
延滞金額									円
合計金額									円
納税者									
領収日付印									
主管所名	広島県 県税事務所								
備考									

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="width: 40%;"> 広島県 個人事業税納税通知書兼領収証書 </div> <div style="text-align: center;"> 公 </div> </div>									
賦課年度	平成 年度	所得内訳	平成 年分	事業種別	第 種	賦課番号	納税通知書番号		
様									
課税標準額	税率	年税額	円	期別	税額	円			
1期納期	100	1期納付額	円	1期	延滞金額	円			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					合計額	円			
2期納期		2期納付額	円	上記の金額を領収しました。					
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで				領収日付印					
納付場所 裏面に記載									
上記の金額を納期限までに納付してください。									
平成 年 月 日									
広島県 県税事務所長									
◎裏面をお読みください。 ◎金額を訂正すると納付できません。 収納代行									
収入印紙不要									

備考 用紙の大きさは、縦 11.4センチメートル、横 29.7センチメートルとする。

(裏)

- 1 この個人事業税は、地方税法第72条の2及び広島県税条例第47条の規定によつて賦課したものですから、納期限までに納付してください。
- 2 納期限までに納付しなかつた場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が、年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。
なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。
- 3 延滞金の金額が1,000円未満の場合は全額を切り捨て、1,000円以上の場合は100円未満の端数を切り捨ててください。
- 4 この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求書は、なるべく当県税事務所を経由して提出して下さい。
また、この処分の取消しを求める訴えは審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、裁決を経た後は、その裁決のあつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。
ただし、①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

納 付 場 所	
------------------	--

別記様式第五号の四の次に次の一様式を加える。

様式第5号の4の2 (第6条関係)

(表)

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 広島県 個人事業税領収済通知書 </div> <div style="text-align: center;"> 公 通常払込料金 加入者負担 </div> </div>									
加入者名		口座記号番号		合計金額		円			
収納機関番号		納付番号		確認番号		納付区分			
納期限	平成	年	月	日	賦課年度	県税	賦課番号	所得内訳	期別
<div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></div> </div>									
延滞金額	円	合計金額	円	領収日付印					
納組コード		金融機関コード		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100%;"> <p style="text-align: center;">納税者</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">様</p> <p style="text-align: center; font-size: 1.5em;">領収日付印</p> </div>					
納税者	(住所等非表示払込書)		様						
コンビニ収納用			様						
				<small>(ご注意) バーコードがないもの(30万円超)、読取りができないもの又は金額訂正したものは、コンビニエンスストアでは納付できません。 収納代行 広島県/ゆうちょ銀行(郵便局)控 またはコンビニ本部控</small>					
主管所名	広島県	県税事務所							

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="width: 30%;"> 広島県 納付書 振替払込請求書 兼受領証 </div> <div style="text-align: center;"> 公 通常払込料金 加入者負担 </div> </div>									
口座記号番号									
加入者名									
納付番号									
賦課番号									
賦課年度		期別							
納期限	平成	年	月	日					
税額					円				
延滞金額					円				
合計金額					円				
納税者	様								
主管所名	広島県	県税事務所							
備考									

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="width: 30%;"></div> <div style="text-align: center;"> 公 通常払込料金 加入者負担 </div> </div>																																							
広島県 個人事業税納税通知書兼領収証書																																							
賦課年度	平成	年度	所得内訳	平成	年分	事業種別	第	種	賦課番号	納税通知書番号																													
様																																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">当初課税標準額</td> <td style="width: 5%;">円</td> <td style="width: 5%;">税率</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">100</td> <td style="width: 15%;">当初年税額①</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">円</td> <td rowspan="3" style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">期別 随 時</td> <td style="width: 10%;">税額</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>更正課税標準額</td> <td>円</td> <td>税率</td> <td style="text-align: center;">100</td> <td>更正年税額②</td> <td>円</td> <td>延滞金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">更正があった場合の差引課税額 ② - ①</td> <td>円</td> <td>合計額</td> <td>円</td> </tr> </table>										当初課税標準額	円	税率	100	当初年税額①	円	期別 随 時	税額	円	更正課税標準額	円	税率	100	更正年税額②	円	延滞金額	円	更正があった場合の差引課税額 ② - ①				円	合計額	円						
当初課税標準額	円	税率	100	当初年税額①	円	期別 随 時	税額	円																															
更正課税標準額	円	税率	100	更正年税額②	円		延滞金額	円																															
更正があった場合の差引課税額 ② - ①				円	合計額		円																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">納付場所 裏面に記載</td> <td style="width: 5%;">納期</td> <td style="width: 15%;">平成</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日から</td> <td style="width: 15%;">平成</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日まで</td> </tr> </table>										納付場所 裏面に記載	納期	平成	年	月	日から	平成	年	月	日まで																				
納付場所 裏面に記載	納期	平成	年	月	日から	平成	年	月	日まで																														
<p>上記の金額を納期限までに納付してください。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">広島県 県税事務所長</p> <p style="font-size: 0.8em;">◎裏面をお読みください。 ◎金額を訂正すると納付できません。</p>																																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">上記の金額を領収しました。</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">領収日付印</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;"> ゆうちょ銀行(郵便局)で納付された場合は、領収証書に代えて振替払込請求書兼受領証が交付されます。 収入印紙不要 </td> </tr> </table>										上記の金額を領収しました。										領収日付印										ゆうちょ銀行(郵便局)で納付された場合は、領収証書に代えて振替払込請求書兼受領証が交付されます。 収入印紙不要									
上記の金額を領収しました。																																							
領収日付印																																							
ゆうちょ銀行(郵便局)で納付された場合は、領収証書に代えて振替払込請求書兼受領証が交付されます。 収入印紙不要																																							

備考 用紙の大きさは、縦 11.4センチメートル、横 29.7センチメートルとする。

(裏)

- 1 この個人事業税は、地方税法第72条の2及び広島県税条例第47条の規定によつて賦課したものですから、納期限までに納付してください。
- 2 納期限までに納付しなかつた場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が、年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。
なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。
- 3 延滞金の金額が1,000円未満の場合は全額を切り捨て、1,000円以上の場合は100円未満の端数を切り捨ててください。
- 4 この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求書は、なるべく当県税事務所を経由して提出して下さい。
また、この処分の取消しを求める訴えは審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、裁決を経た後は、その裁決のあつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。
ただし、①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

納 付 場 所	
------------------	--

別記様式第五号の六の次に次の一様式を加える。

様式第5号の6の2 (第6条関係)

(表)

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </div> <div style="text-align: center;"> <h2 style="margin: 0;">広島県 不動産取得税領収済通知書</h2> </div> <div style="text-align: right;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: 8px;">公</div> <div style="font-size: 8px; margin: 2px;">通常払込料金 加入者負担</div> </div> </div>									
加入者名		口座記号番号		合計金額					円
収納機関番号		納付番号		確認番号		納付区分			
納期限	平成	年	月	日	賦課年度	県税	賦課番号		
<div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></div> </div>									
延滞金額		円	合計金額		円	領収日付印			
納税者	(住所等非表示払込書)					様			
コンビニ収納用	(ご注意) バーコードがないもの(30万円超)、読取りができないもの又は金額訂正したものは、コンビニエンスストアでは納付できません。					様			
主管所名	広島県	県税事務所	収納代行 広島県/ゆうちょ銀行(郵便局)控 またはコンビニ本部控						

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </div> <div style="text-align: center;"> <h2 style="margin: 0;">広島県 納付書 振替払込請求書 兼受領証</h2> </div> <div style="text-align: right;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: 8px;">公</div> <div style="font-size: 8px; margin: 2px;">通常払込料金 加入者負担</div> </div> </div>									
口座記号番号									
加入者名									
納付番号									
確認番号					納付区分				
賦課番号									
賦課年度									
納期限	平成	年	月	日					
税額					円				
延滞金額					円				
合計金額					円				
納税者	様								
主管所名	広島県	県税事務所	領収日付印						
備考									

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </div> <div style="text-align: center;"> <h2 style="margin: 0;">広島県 不動産取得税納税通知書兼領収証書</h2> </div> <div style="text-align: right;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: 8px;">公</div> </div> </div>									
賦課年度	納期限	平成	年	月	日	賦課番号	納税通知書番号		
様									
取得した不動産の表示	取得年月日	取得原因	地目 (構造・種類)						
地積(延床面積)平方メートル	価格	円	税額	円					
持分	税率	控除額	円	延滞金額	円				
		課税標準額	円	合計額	円				
不動産の所在地						上記の金額を領収しました。 領収日付印			
上記の金額を納期限までに納付してください。 平成 年 月 日 広島県 県税事務所長									
◎裏面をお読みください。 ◎金額を訂正すると納付できません。									
収納代行						収入印紙不要			

備考 用紙の大きさは、縦 11.4 センチメートル、横 29.7 センチメートルとする。

(裏)

- 1 この不動産取得税は、地方税法第73条の2及び広島県税条例第56条の規定によつて賦課したものですから、納期限までに納付してください。
- 2 納期限までに納付しなかつた場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が、年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。
なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。
- 3 延滞金の金額が1,000円未満の場合は全額を切り捨て、1,000円以上の場合は100円未満の端数を切り捨ててください。
- 4 この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求書は、なるべく当県税事務所を経由して提出して下さい。
また、この処分の取消しを求める訴えは審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、裁決を経た後は、その裁決のあつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。
ただし、①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

納 付 場 所	
------------------	--

別記様式第五号の七を次のように改める。

様式第 5 号の 7 (第 6 条関係)

(表)

納 税 通 知 書		
県 税 不 動 産 取 得 税		
賦課年度	納 期 限	賦 課 番 号
平成 年 月 日	平成 年 月 日	納 税 通 知 書 番 号

様

取得した 不動産の表示	取得 年月日	取得 原因	地 目 (構造・種類)	
地積(延床面積)平方メートル		価 格	円	円
持 分	税 率	控 除 額	円	円
不動産の所在地		課税標準額	円	円
		延滞金額		円
		合 計 額		円

上記の金額を納期限までに納付してください。

平成 年 月 日
 広島県 県税事務所長 印

◎裏面をお読みください。
 ◎金額は訂正することができません。

- 備考 1 繰上徴収する場合は、「納期限」欄に通常の納期限のほかに、繰上徴収する旨及びその納期限を記載する。
- 2 用紙の大きさは、縦15.2センチメートル，横11.4センチメートルとする。

(裏)

- 1 この不動産取得税は、地方税法第73条の2及び広島県税条例第56条の規定によって賦課したものですから、納期限までに納付してください。
 - 2 納期限までに納付しなかつた場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が、年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください)。なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。
 - 3 延滞金の金額が1,000円未満の場合は全額を切り捨て、1,000円以上の場合には100円未満の端数を切り捨ててください。
 - 4 この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。
- なお、審査請求書は、なるべく当県税事務所を経由して提出して下さい。
- また、この処分の取消しを求める訴えは審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、判決を経た後は、その判決のあつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。
- ただし、①審査請求をした日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、判決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

納付場所	

別記様式第五号の八を次のように改める。

様式第5号の8 (第6条関係)

(表)

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> □ 広島県 自動車税領収済通知書 </div> <div style="text-align: center;"> 公 通常払込料金 加入者負担 </div> <div style="text-align: right;"> </div> </div>									
加入者名		口座記号番号		合計金額		円			
収納機関番号		納付番号		確認番号		納付区分			
賦課年度		納期限	平成 年 月 日	登録番号					
<div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> </div>									
延滞金額	円	合計金額	円	領収日付印					
納税者	(住所等非表示払込書)			様					
コンビニ収納用				<small>(ご注意) バーコードがないもの(30万円超)、読取りができないもの又は金額訂正したものは、コンビニエンスストアでは納付できません。</small>					
主管所名	広島県 県税事務所			<small>広島県/ゆうちょ銀行(郵便局)控 またはコンビニ本部控</small>					
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="width: 30%;"> 広島県 納付書 振替払込請求書 兼受領証 </div> <div style="text-align: center;"> 公 通常払込料金 加入者負担 </div> <div style="text-align: right;"> </div> </div>									
口座記号番号									
加入者名									
納付番号									
確認番号				納付区分					
賦課年度									
納期限	平成 年 月 日								
登録番号									
納税者	様								
税額				円					
延滞金額				円					
合計金額				円					
主管所名	広島県 県税事務所			領収日付印					
備考									
金融機関/店舗控									

裏面記載の金融機関、ゆうちょ銀行(郵便局)、コンビニエンスストア等で納付できます。

□ 広島県 自動車税納税通知書兼領収証書

公

賦課年度		課税標準 (登録番号)		納税通知 書番号	
------	--	----------------	--	-------------	--

様

納期限	平成 年 月 日				
税額	円	延滞金額	円	合計金額	円

上記の金額を納期限までに納入してください。
 上記の金額を領収しました。

平成 年 月 日
 広島県 県税事務所長

領収日付印

お問合せ先	広島県 県税事務所 電話
-------	-----------------

◎裏面をお読みください。◎金額を訂正すると納付できません。

収入印紙不要

納税者保管

備考 用紙の大きさは、縦 11.4センチメートル、横 29.7センチメートルとする。

(裏)

- 1 この自動車税は、地方税法第145条及び広島県税条例第113条の規定によつて賦課したものですから、納期限までに納付してください。
- 2 納期限までに納付しなかつた場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が、年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。
なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。
- 3 延滞金の金額が1,000円未満の場合は全額を切り捨て、1,000円以上の場合は100円未満の端数を切り捨ててください。
- 4 この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に広島県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求書は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。
また、この処分の取消しを求める訴えは審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、裁決を経た後は、その裁決のあつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。
ただし、①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 5 4月1日から同月30日までに抹消登録をされた場合は、月割計算の上後日改めて納付書を送付しますから、その納付書によつて納付してください。

納 付 場 所	
------------------	--

別記様式第五号の十の次に次の一様式を加える。

様式第5号の10の2（第6条関係）

(表)

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> □ </div> <div style="text-align: center;"> <h2 style="margin: 0;">広島県 領収済通知書</h2> </div> <div style="text-align: right;"> <div style="display: flex; align-items: center; gap: 5px;"> 公 通常払込料金 加入者負担 </div> </div> </div>												
加入者名					口座記号番号					合計金額	円	
収納機関番号				納付番号				確認番号				納付区分
納期限	年	月	日	賦課年度	課税標準 (登録番号)	事業年	期別	県税				
<div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></div> </div>												
延滞金額	円			合計金額	円	領収日付印						
納税者	(住所等非表示払込書)					様						
コンビニ収納用	(ご注意) バーコードがないもの(30万円超)、読取ができないもの又は金額訂正したものは、コンビニエンスストアでは納付できません。					収納代行						
主管所名	広島県		県税事務所									
広島県/ゆうちょ銀行(郵便局)控 またはコンビニ本部控												

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <h3 style="margin: 0;">広島県 納付書 振替払込請求書 兼受領証</h3> </div> <div style="text-align: right;"> <div style="display: flex; align-items: center; gap: 5px;"> 公 通常払込料金 加入者負担 </div> </div> </div>											
口座記号番号											
加入者名											
納付番号											
確認番号	納付区分	賦課年度									
納期限	年 月 日										
課税標準 (登録番号)										期別	
事業年	納税通知書番号										
県税											
税額	円										
延滞金額	円										
合計金額	円										
納税者	様										
主管所名	広島県		県税事務所								
備考											
金融機関/店舗控											

裏面記載の金融機関、ゆうちょ銀行(郵便局)、コンビニエンスストア等で納付できます。																	
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> □ </div> <div style="text-align: center;"> <h2 style="margin: 0;">広島県 自動車税納税通知書兼領収証書</h2> </div> <div style="text-align: right;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">公</div> </div> </div>																	
賦課年度	課税標準(登録番号)	納税通知書番号	事業年	期別	県税												
様																	
納期限 年 月 日						<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">税額</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>延滞金額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table>						税額	円	延滞金額	円	合計額	円
税額	円																
延滞金額	円																
合計額	円																
上記の金額を納期限までに納入してください。 平成 年 月 日 広島県 県税事務所長						上記の金額を領収しました。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 領収日付印 </div>											
◎裏面をお読みください。 ◎金額を訂正すると納付できません。 収納代行						ゆうちょ銀行(郵便局)で納付された場合は、領収証書に代えて振替払込請求書兼受領証が交付されます。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; font-weight: bold;"> 収入印紙不要 </div> <div style="font-size: 6px; text-align: right; margin-top: 5px;">納税者保管</div>											

備考 用紙の大きさは、縦 11.4 センチメートル、横 29.7 センチメートルとする。

(裏)

- 1 この自動車税は、地方税法第145条及び広島県税条例第113条の規定によつて賦課したものですから、納期限までに納付してください。
- 2 納期限までに納付しなかつた場合は、督促及び滞納処分が行われるほか、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が、年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。
なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。
- 3 延滞金の金額が1,000円未満の場合は全額を切り捨て、1,000円以上の場合は100円未満の端数を切り捨ててください。
- 4 この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求書は、なるべく当県税事務所を経由して提出して下さい。
また、この処分の取消しを求める訴えは審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、裁決を経た後は、その裁決のあつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。
ただし、①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

納 付 場 所	
------------------	--

別記様式第六号の二の次に次の一様式を加える。

様式第6号の2の2 (第6条関係)

(表)

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 広島県 個人事業税領収済通知書 </div> <div style="text-align: center;"> 公 通常払込料金 加入者負担 </div> <div style="text-align: right;"> </div> </div>									
加入者名		口座記号番号		合計金額		円			
収納機関番号		納付番号		確認番号		納付区分			
納期限	平成	年	月	日	賦課年度	県税	賦課番号	所得内訳	期別
<div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100%;"> ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ </div>									
<div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin-left: 5px;"></div>									
延滞金額		円	合計金額		円	領収日付印			
納組コード			金融機関コード			<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>			
納税者	(住所等非表示払込書)								
コンビニ収納用	(ご注意) バーコードがないもの(30万円超)、読取りができないもの又は金額訂正したものは、コンビニエンスストアでは納付できません。 収納代行								
主管所名	広島県	県税事務所	広島県/ゆうちょ銀行(郵便局)控 またはコンビニ本部控						

広島県 納付書 振替払込請求書 兼受領証									
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">公</div> 通常払込料金 加入者負担 </div>									
口座記号番号									
加入者名									
納付番号									
賦課番号									
賦課年度		期別							
納期限	平成	年	月	日					
税額					円				
延滞金額					円				
合計金額					円				
納税者									
様									
領収日付印									
主管所名	広島県 県税事務所								
備考									

裏面記載の金融機関、ゆうちょ銀行(郵便局)、コンビニエンスストア等で納付できます。										
広島県 個人事業税領収証書										
賦課年度	平成	年度	所得内訳	平成	年分	事業種別	第	種	賦課番号	納税通知書番号
様										
納期限	平成	年	月	日	期別	税額			円	
					2期	延滞金額			円	
						合計額			円	
上記の金額を領収しました。 領収日付印										
広島県 県税事務所										
納税者保管 ゆうちょ銀行(郵便局)で納付された場合は、領収証書に代えて振替払込請求書兼受領証が交付されます。 収入印紙不要										

備考 用紙の大きさは、縦 11.4センチメートル、横 29.7センチメートルとする。

(裏)

納 付 場 所	
------------------	--

別記様式第六号の三の二を次のように改める。

様式第6号の3の2 (第6条関係)

(表)

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> □ </div> <div style="text-align: center;"> <h2 style="margin: 0;">広島県 領収済通知書</h2> </div> <div style="text-align: right;"> <div style="display: flex; align-items: center; gap: 5px;"> 公 通常払込料金 加入者負担 </div> </div> </div>												
加入者名					口座記号番号					合計金額	円	
収納機関番号				納付番号				確認番号			納付区分	
納期限	年	月	日	賦課年度	課税標準 (登録番号)	事業年	期別	県税				
<div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> </div>												
延滞金額	円		円		円	領収日付印						
納税者	(住所等非表示払込書)					様						
コンビニ収納用	(ご注意) バーコードがないもの(30万円超)、読取りができないもの又は金額訂正したものは、コンビニエンスストアでは納付できません。					様						
主管所名		広島県		県税事務所								
広島県/ゆうちょ銀行(郵便局)控 またはコンビニ本部控												

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">公</div> <div style="text-align: center;"> <h2 style="margin: 0;">領収証書</h2> </div> <div style="text-align: right;"> <div style="display: flex; align-items: center; gap: 5px;"> 公 通常払込料金 加入者負担 </div> </div> </div>															
裏面記載の金融機関、ゆうちょ銀行(郵便局)、コンビニエンスストア等で納付できます。															
賦課年度	課税標準(登録番号)	納税通知書番号	事業年	期別	県税										
様															
納期限 年 月 日		<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">税額</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>延滞金額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table>								税額	円	延滞金額	円	合計額	円
税額	円														
延滞金額	円														
合計額	円														
上記の金額を領収しました。 <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; gap: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">領収日付印</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; font-size: 10px;"> ゆうちょ銀行(郵便局)で納付された場合は、領収証書に代えて振替払込請求書兼受領証が交付されます。 <b style="font-size: 14px;">収入印紙不要 </div> </div>															
広島県 県税事務所															
納税者保管															

口座記号番号					加入者名					納付番号		
確認番号				納付区分				賦課年度				
納期限	年 月 日				課税標準(登録番号)	期別						
事業年	納税通知書番号											
県税												
税額											円	
延滞金額											円	
合計金額											円	
納税者 様												
領収日付印												
主管所名	広島県 県税事務所											
備考												
金融機関/店舗控												

備考 用紙の大きさは、縦 11.4センチメートル、横 29.7センチメートルとする。

(裏)

納 付 場 所	
------------------	--

別記様式第六号の三の二の次に次の一様式を加える。

(裏)

納 付 場 所	
------------------	--

別記様式第十一号の六を次のように改める。

様式第 11 号の 6 (第 6 条関係)

(表)

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> □ </div> <div style="text-align: center;"> <h2 style="margin: 0;">広島県 領収済通知書</h2> </div> <div style="text-align: right;"> 公 通常払込料金 加入者負担 </div> </div>														
加入者名					口座記号番号					合計金額	円			
収納機関番号				納付番号				確認番号				納付区分		
納期限	年	月	日	賦課年度	課税標準 (登録番号)	事業年	期別	県税						
<div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></div> </div>														
延滞金額	円		円	合計金額	円	領収日付印								
納税者	(住所等非表示払込書)											様		
コンビニ収納用	(ご注意) バーコードがないもの(30万円超)、読取りができないもの又は金額訂正したものは、コンビニエンスストアでは納付できません。											様		
主管所名	広島県		県税事務所									収納代行 広島県/ゆうちょ銀行(郵便局)控 またはコンビニ本部控		

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> 広島県 納付書 振替払込請求書 兼受領証 </div> <div style="text-align: right;"> 公 通常払込料金 加入者負担 </div> </div>														
口座記号番号					加入者名					納付番号				
確認番号	納付区分	賦課年度												
納期限	年 月 日				課税標準 (登録番号)	期別								
事業年	納税通知書番号													
県税					税額	円								
					延滞金額	円								
					合計金額	円								
納税者					領収日付印									
主管所名	広島県 県税事務所													
備考														

裏面記載の金融機関、ゆうちょ銀行(郵便局)、コンビニエンスストア等で納付できます。															
<h2 style="margin: 0;">督促状兼領収証書</h2>															
賦課年度	課税標準(登録番号)	納税通知書番号	事業年	期別	県税										
様															
納期限 年 月 日					<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>税額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延滞金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td>円</td> </tr> </table>					税額	円	延滞金額	円	合計額	円
税額	円														
延滞金額	円														
合計額	円														
上記のとおり滞納となっておりますから、直ちに納付してください。					上記の金額を領収しました。										
年 月 日 広島県 県税事務所長					領収日付印										
お問合せ先		広島県 県税事務所 電話													
◎ 裏面をお読みください。◎金額を訂正すると納付できません。															
収入印紙不要					納税者保管										

備考 用紙の大きさは、縦 11.4 センチメートル、横 29.7 センチメートルとする。

(裏)

- 1 この督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに滞納税額及び延滞金額を完納されないときは、財産の差押えをしなければならないこととなります。
なお、納付されるときは、この督促状を切り離さずに納付場所に持参してください。
- 2 延滞金の計算方法
 - (1) 納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が、年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。
なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。
 - (2) 延滞金の金額が1,000円未満の場合は全額を切り捨て、1,000円以上の場合は100円未満の端数を切り捨ててください。
- 3 この督促に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に広島県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求書は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。
また、この処分の取消しを求める訴えは審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、裁決を経た後は、その裁決のあつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。
ただし、①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

納 付 場 所	
------------------	--

別記様式第十一条の六の次に次の一様式を加える。

様式第 11 号の 6 の 2 (第 6 条関係)

(表)

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> □ 広島県 領収済通知書 </div> <div style="text-align: center;"> 公 通常払込料金 加入者負担 </div> </div>									
加入者名		口座記号番号		合計金額	円				
収納機関番号		納付番号		確認番号		納付区分			
納期限	年 月 日	賦課年度	賦課番号 (登録番号)	事業年	期別	県税			
<div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> </div>									
延滞金額	円		円	合計金額	円	領収日付印			
納税者	(住所等非表示払込書)					様			
コンビニ収納用	<small>(ご注意) バーコードがないもの(30万円超)、読取りができないもの又は金額訂正したものは、コンビニエンスストアでは納付できません。</small>								
主管所名	広島県	県税事務所							
<small>広島県/ゆうちょ銀行(郵便局)控 またはコンビニ本部控</small>									

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> 広島県 納付書 振替払込請求書 兼受領証 </div> <div style="text-align: center;"> 公 通常払込料金 加入者負担 </div> </div>									
口座記号番号									
加入者名									
納付番号									
確認番号	納付区分	賦課年度							
納期限	年 月 日								
賦課番号 (登録番号)								期別	
事業年	納税通知書番号								
県税									
税額	円								
延滞金額	円								
合計金額	円								
納税者	様								
主管所名	広島県	領収日付印							
	県税事務所								
備考									
<small>金融機関/店舗控</small>									

裏面記載の金融機関、ゆうちょ銀行(郵便局)、コンビニエンスストア等で納付できます。															
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> □ </div> <div style="text-align: center;"> 督促状兼領収証書 </div> <div style="text-align: center;"> 公 </div> </div>															
賦課年度	賦課番号(登録番号)	納税通知書番号	事業年	期別	県税										
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="width: 45%; text-align: center;"> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> 納期限 年 月 日 </div> </div> <div style="width: 45%; text-align: center;"> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr><td>税額</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>延滞金額</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>合計額</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> </table> </div> </div>										税額	円	延滞金額	円	合計額	円
税額	円														
延滞金額	円														
合計額	円														
上記のとおり滞納となっていますから、直ちに納付してください。 年 月 日 広島県 県税事務所長					上記の金額を領収しました。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100px; margin: 0 auto;"> 領収日付印 </div>										
切り取らないでお出しください。															
◎ 裏面をお読みください。◎金額を訂正すると納付できません。 ◎ この督促状と行き違いに納付済みの場合は、この督促状がなかったものとしてご了承ください。															
収納代行															
収入印紙不要															

備考 用紙の大きさは、縦 11.4 センチメートル、横 29.7 センチメートルとする。

(裏)

- 1 この督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに滞納税額及び延滞金額を完納されないときは、財産の差押えをしなければならないことになります。
- なお、納付されるときは、この督促状を切り離さずに納付場所に持参してください。
- 2 延滞金の計算方法
- (1) 納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満のときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が、年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を納付してください。
- なお、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合として計算してください。
- (2) 延滞金の金額が1,000円未満の場合は全額を切り捨て、1,000円以上の場合は100円未満の端数を切り捨ててください。
- 3 この督促に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に広島県知事に対して審査請求をすることができます。
- なお、審査請求書は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。
- また、この処分の取消しを求める訴えは審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、裁決を経た後は、その裁決のあつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。
- ただし、①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

納 付 場 所	
------------------	--

別記様式第四十八号の四(注)4中「注2」や「注1」及び「平成24年3月31日」や「平成26年3月31日」及び「注5」(注)5中「平成24年3月31日」や「平成26年3月31日」及び「注8」(注)8中「第73条の27の2第1項、第73条の27の3第1項、第73条の27の4第1項、第73条の27の5第1項、第73条の27の6第1項」や「第73条の27の2第2項、第73条の27の3第2項、第73条の27の4第2項、第73条の27の5第2項、第73条の27の6第2項」及び「若しくは第3項」や「注5」 「第13条第3項」や「第13条第2項」に改める。

別記様式第四十八号の十一を次のように改める。

様式第48号の11 削除

別記様式第四十八号の十八(注)2中「平成24年3月31日」や「平成26年3月31日」に改める。

別記様式第四十八号の二十一から別記様式第四十八号の二十三までの次のように改める。

様式第48号の21から様式第48号の23まで 削除

別記様式第五十一号の六から別記様式第五十一号の八までの次のように改める。

様式第51号の6から様式第51号の8まで 削除

別記様式第五十二号の二中「第13条第3項」や「第13条第2項」に改める。

別記様式第六十号を次のように改める。

様式第 60 号 (第 39 条関係)

自動車取得税修正申告書



広島県知事 様

平成 年 月 日

取得の原因
 新規 買主変更
 所有権留保付新規 自己使用
 課税成り 所有権の移転

売
 贈
 交
 買
 与
 換

取得年月日
 平成 年 月 日

登録番号又は車両番号		登録年月日 平成 年 月 日		車名		型式		種別 <input type="radio"/> 普通 <input type="radio"/> 小型 <input type="radio"/> 大型 <input type="radio"/> 特種 <input type="radio"/> 三輪 <input type="radio"/> 四輪		自・営の別 <input type="radio"/> 自家用 <input type="radio"/> 営業用		用途 <input type="radio"/> 乗用車 <input type="radio"/> トラック (<input type="radio"/> 普通 <input type="radio"/> 貨客兼用車 <input type="radio"/> けん引 <input type="radio"/> 被けん引 <input type="radio"/> その他) <input type="radio"/> 貨物兼用車 <input type="radio"/> 幼児専用 <input type="radio"/> バス (<input type="radio"/> 一般乗合用 <input type="radio"/> 観光貸切用 <input type="radio"/> スクールバス <input type="radio"/> その他) <input type="radio"/> 特種用途車 (<input type="radio"/> 救急車 <input type="radio"/> 消防車 <input type="radio"/> 霊柩車 <input type="radio"/> 教習車 <input type="radio"/> 身体障害者装置付 <input type="radio"/> 冷凍冷蔵車 <input type="radio"/> コンクリートミキサー車 <input type="radio"/> じんかい車 <input type="radio"/> クレーン車 <input type="radio"/> その他)		
納 税 義 務 者	住 所 (所在地)		譲 渡 者		住 所 (所在地)		氏 名 (名 称)							
	フリガナ 氏 名 (名称及び代 表者の氏名)				氏 名 (名 称)									
定置場		課税標準額		税額 ①		既に納付の確定した税額 ②		この申告により納付すべき税額 ③ ①-②		延滞金額 ④				
											納付額③+④		円	

誤表示印	収 納 印
------	-------

誤表示印	収 納 印
------	-------

(注) ○印のある欄は、該当文字を○で囲んでください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第八十五号の三十五を次のように改める。

平成 年 月 日

広島県 県税事務所長様

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px; display: inline-block;"> 狩 得 印 </div>
--

次のとおり、狩猟税について申告します。

納税義務者	ふりがな			電話番号 ()
	氏名	(印)		
住	生年月日	年	月	日
所	(〒)			

(1) 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類(□にレ印を付す。)、使用する猟具の種類(番号に○印を付す。)、免許を与えた都道府県知事名、交付年月日及び狩猟免許の番号、所持する免許の種類(□にレ印を付す。第2種銃猟免許に係る登録の場合に限る。)を記入。
なお、第1種銃猟免許を受けた者が空気銃のみを使用する場合は、第2種銃猟免許に係る登録を申請すること(「第2種銃猟免許に係る登録」の□にレ印を付す。)

<input type="checkbox"/> 網猟免許に係る登録	1 網	都道府県知事名	知事	交付年月日
<input type="checkbox"/> わな猟免許に係る登録	2 わな			年 月 日
<input type="checkbox"/> 第1種銃猟免許に係る登録	3 ライフル銃 4 散弾銃 5 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	知事	狩猟免許の番号	
<input type="checkbox"/> 第2種銃猟免許に係る登録	6 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)			
		所持する免許の種類		
		<input type="checkbox"/> 第1種銃猟免許		<input type="checkbox"/> 第2種銃猟免許

(2) 狩猟をしようとする場所(該当番号に○印を付す。)

1 県の区域全部

2 広島獣猟区の区域

(3) 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別(対象鳥獣捕獲員である場合は□にレ印を付し、かつ、対象鳥獣捕獲員として所属している市町の名称を記載する。)

<input type="checkbox"/> 対象鳥獣捕獲員	対象鳥獣捕獲員として所属する市町名 ()
<input type="checkbox"/> 対象鳥獣捕獲員でない	()

申告額	税率区分(該当番号に○印を付す。)	納付(決定)額
	広島県税条例第165条第1項第1・2・3・4・5号該当	
	広島県税条例第165条第2項第1・2号該当	
広島県税条例附則第20条第1・2号該当		円

※ 税率区分を「広島県税条例第165条第1項第2号又は第4号に該当」として申告する場合(番号に○印を付す。要添付書類)

- 1 納税義務者が当該年度の都道府県民税所得割額を納付することを要しない。
- 2 当該年度の都道府県民税所得割額を納付することを要する者の地方税法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当しない。(農業、水産業又は林業に従事している場合を除く。)

(広島県収入証紙ちよう付欄)

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とし、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(昭和41年広島県規則第30号)別記様式第6号と複写式に印刷する。

(広島県税事務取扱規則の一部改正)

第二条 広島県税事務取扱規則(昭和三十五年広島県規則第九十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 県民税配当割(源泉徴収口座内配当等) 調定決議書(不申告加算金決定決議書
兼調定明細書 別記様式第六十号の二の三

第十一条第二項第三号中「別記様式第六十号の二の三」を「別記様式第六十号の二の四」に改める。

第十五条中「及び第四項」を削る。

別記様式第六十号の二の三を別記様式第六十号の二の四とする。

別記様式第六十号の二の次に次の一様式を加える。

別記様式第二百三十八号中「

遊
別
目

」を「

遊
別
目

」に改める。

(滞納処分を使用する通知書の様式等に関する規則の一部改正)

第三条 滞納処分を使用する通知書の様式等に関する規則(平成四年広島県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「別記様式第七号」を「別記様式第七号
第七号の二」に改め、同項第三

号中「別記様式第八号」を「別記様式第八号

第九号」に改め、同条第二項第二号中「別記様式第九号の二」

式第十一号」を「別記様式第十一号」に改め、同項第三号中「別記様式第十二号」を

第十三号」に改める。

第十三号の二」

第十三条の次に次の一条を加える。

(電子記録債権の差押え)

第十三条の二 法第六十二条の二第一項に規定する債権差押通知書は、別記様式第二十五号の二及び別記様式第二十五号の三による債権差押通知書のとおりとする。

第二十一条の次に次の一条を加える。

(振替社債等の差押え)

第二十一条の二 法第七十三条の二第一項に規定する差押通知書は、別記様式第四十号の二及び別記様式第四十号の三による差押通知書のとおりとする。

別記様式第七号の次に次の一様式を加える。

差 押 調 書

第 平成 年 月 日 号

広島県総務局税務課
(広島県 県税事務所)
職 氏 名

㊞

次の滞納者の財産について、次のとおり、国税徴収法第47条第1項の規定により差押えをするために、
同法第54条の規定によりこの調書を作成する。

滞 納 者 (債 権 者)	住所又は居所 (所在地)	
	氏 名 (名 称)	
差押電子記録債権の表示等	住所又は居所 (所在地)	
	氏 名 (名 称)	
差押電子記録債権の表示		
差 押 年 月 日		平成 年 月 日
滞 納 金 額	税 目	年度
		期別
		納 期
		限 限
		等
		税 額
		円
		延 滞 金 額
		円
		過 少 申 告 加 算 金 額
		円
		不 申 告 加 算 金 額
		円
		重 加 算 金 額
		円
		滞 納 処 分 費
		円
計		
履 行 期 限		
摘 要		

差押調書謄本を受領しました。

氏名

㊞

滞納者本人以外の場合は滞納者との関係
(差押通知書を受領しました。)

氏名

㊞

第三債務者本人以外の場合は第三債務者との関係
()

(注) 「延滞金額」の欄及び「滞納処分費」の欄に掲げた金額は、この調書作成の日までのものとする。

備考 この調書作成の日の翌日から完結の日までの延滞金及び滞納処分費は、上記の金額に加算して徴収する。他電子記録債権を
特定するに足りる事項並びに差押その範囲を記載する。

- 1 「差押電子記録債権の表示等」欄の「差押電子記録債権の表示」欄には、電子記録債権の種類及び額その他電子記録債権を
特定するに足りる事項並びに差押その範囲を記載する。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とし、別記様式第11号の2、別記様式第25号の2及び別記様式第25号の3と複写式に印刷
する。

別記様式第九号の次に次の一様式を加える。

差 押 調 書

第 平成 年 月 日 号

広島県総務局税務課
(広島県 県税事務所)
職 氏 名

㊞

次の滞納者の財産について、次のとおり、国税徴収法第47条第1項の規定により差押えをするために、
同法第54条の規定によりこの調書を作成する。

滞 納 者 (債権者)	住所又は居所 (所在地)										
	氏 名 (名 称)										
発 行 者	住所又は居所 (所在地)										
	氏 名 (名 称)										
差押振替社債等 の表示	住所又は居所 (所在地)										
	振替機関等 氏 名 (名 称)										
差押振替社債等の表示											
差 押 年 月 日		平成 年 月 日									
滞 納 金 額	税 目	年 度	期 別	納 期	限 等	税 額	延 滞 金 額	過 少 申 告	不 申 告	重 加 算 金 額	滞 納 処 分 費
				法定納期限等		円	円	円	円	円	円
計											
摘 要											
差押調書謄本を受領しました。		氏名 ㊞									
滞納者本人以外の場合には滞納者との関係		氏名 ㊞									
差押通知書を受領しました。		氏名 ㊞									
振替機関等以外の場合には振替機関等との関係		氏名 ㊞									

(注) 「延滞金額」の欄及び「滞納処分費」の欄に掲げた金額は、この調書作成の日までのものとする。

この調書作成の日の翌日から完結の日までの延滞金及び滞納処分費は、上記の金額に加算して徴収する。

備考 1 「差押振替社債等の表示等」欄の「差押振替社債等の表示」の欄には、振替社債等の種類、額又は数及び償還日等を記載する。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とし、別記様式第13号の2、別記様式第40号の2及び別記様式第40号の3と複写式にする。

別記様式第十号の備考3を次のように改める。

- 3 法第 142 条第 2 項の規定により第三者の物又は住居その他の場所につき捜索した場所には、「
適要」欄にその者の氏名（名称）及び住所又は居所（所在地）を記載する。

別記様式第十一号(注)3中 「この調書に係る処分について不服がある場合は、この処分
に対して異議申立て（審査請求）をすることができます。」

のあつたことを知つた日の翌日から起算して 60 日以内に、広島県知事に 「この調
書に係る処分について不服がある場合は、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起
算して 60 日以内と地方税法第 19 条」の4第2

算して 60 日以内と地方税法第 19 条 請求」
算して 60 日以内と地方税法第 19 条 請求)をすることができます。」

別記様式第十一号の次に次の様式を加える。

差 押 調 書 (謄 本)		第 平成 年 月 日 号
広島県総務局 税務課 (広島県 県税事務所) 職 氏 名 ⑩		
次の滞納者の財産について、次のとおり、国税徴収法第47条第1項の規定により差押えをするために、 同法第54条の規定によりこの調書を作成する。		

滞 納 者 (債 権 者)	住所又は居所 (所 在 地)	
	氏 名 (名 称)	
第三債務者	住所又は居所 (所 在 地)	
	氏 名 (名 称)	
差押電子記録債権の表示		

差 押 年 月 日		平成 年 月 日	
税 目	年度 月別	納 期 法定納期限等	滞納処分費 <small>法第54条第1項</small>
		延滞金額 円	過少申告 加算金額 円
			不申告 加算金額 円
			重加算金額 円
			滞納処分費 <small>法第54条第1項</small> 円
		計	
履 行 期 限		平成 年 月 日	
摘 要			

この差押調書の謄本は、原本と相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

広島県総務局 税務課
 (広島県 県税事務所)
 職 氏 名
 ⑩

(注) 1 この謄本を受け取った後は、この電子記録債権について取立てその他の処分又は電子記録の請求をしてはいけません。

2 「延滞金額」の欄及び「滞納処分費」の欄に掲げた金額は、この調書作成の日までのものです。

この調書作成の日(翌日から完結の日までの延滞金及び滞納処分費は、上記の金額に加算して徴収します。

3 この調書に係る処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内と地方税法第19条の4第2号に規定する日とのいずれか早い方の期限までに広島県知事に対して異議申立て(審査請求)をすることができます。(なお、審査請求書は、なるべく当県税事務所を經由して提出して下さい。)

ただし、督促に関し欠陥があることを理由としてする異議申立て(審査請求)は、地方税法第19条の4第1号に規定する日以後は
 することができません。また、この処分の取消しを求める訴えは異議申立て(審査請求)に対する決定(裁決)を経た後でなければ提起することはできませんが、決定(裁決)を経た後は、その決定(裁決)のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島
 県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分(取消し)を求め訴えを提起することができます。ただし、①異議申立て(審査請求)をした日から3か月を経過しても決定(裁決)がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行
 により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他決定(裁決)を経ないことにつき正当な理由があるときの
 いずれかに該当する場合には、決定(裁決)を経ないでこの処分(取消し)の訴えを提起することができます。備考 1 「差押電子記録債権の表示等」欄の「差押電子記録債権の表示」欄には、電子記録債権の種類及び額その他電子記録債権を
 特定するに足りる事項並びに差押えの範囲を記載する。2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とし、別記様式第7号の2、別記様式第25号の2及び別記様式第25号の3と複写式に印刷す
 る。

別記様式第十三号(注)中

「この調書に係る処分について不服がある場合は、この処分に対して異議申立て(審査請求)をすることができます。」

のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、広島県知事に

「この調書の4第

書に係る処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起

算して60日以内と地方税法第19条

第19条第2号に規定する日とのいずれか早い方の期限までに広島県知事に対して異議申立て(審査請求)をすることができます。」

別記様式第十三号の次に次の一様式を加える。

差 押 調 書 (謄 本)

第 平成 年 月 日
号

広島県総務局税務課
(広島県 県税事務所)
職 氏 名

印

次の滞納者の財産について、次のとおり、国税徴収法第47条第1項の規定により差押えをするために、
同法第54条の規定によりこの調書を作成する。

滞 納 者 (債権者)	住所又は居所 (所在地)	
	氏 名 (名称)	
発 行 者	住所又は居所 (所在地)	
	氏 名 (名称)	
差押振替社債等の表示等	住所又は居所 (所在地)	
	氏 名 (名称)	
差押振替社債等の表示		
平成 年 月 日		
滞 納 金 額	税 目	滞 納 金 額
	年度	延滞金額
	期別	過少申告 加算金額
	月別	不申告 加算金額
		重加算金額
		滞納処分費
		計
摘 要		

この差押調書の謄本は、原本と相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

広島県総務局税務課
(広島県 県税事務所)
職 氏 名

印

- (注) 1 この謄本を受け取った後は、この振替社債等について取立てその他の処分又は振替若しくは抹消の申請をしてはいけません。
2 「延滞金額」の欄及び「滞納処分費」の欄に掲げた金額は、この調書作成の日までのものです。
3 この調書作成の日の翌日から完結の日までの延滞金及び滞納処分費は、上記の金額に加算して徴収します。
4 この調書に係る処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内と地方税法第19条の4第2号に規定する日とのいずれか早い方の期限までに広島県知事に対して異議申立て(審査請求)をすることができます。
(なお、審査請求書は、なるべく当県税事務所を逓出して下さい。)
- ただし、督促に関し欠陥があることを理由としてする異議申立て(審査請求)は、地方税法第19条の4第1号に規定する日以後は
することができません。
また、この処分の取消を求める訴えは異議申立て(審査請求)に対する決定(裁判)を経た後でなければ提起することはできませんが、決定(裁判)を経た後は、その決定(裁判)のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消を求める訴えを提起することができます。
ただし、①異議申立て(審査請求)をした日から3か月を経過しても決定(裁判)がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他決定(裁判)を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、決定(裁判)を経ないでこの処分の取消の訴えを提起することができます。
- 備考 1 「差押振替社債等の表示等」欄の「差押振替社債等の表示」の欄には、振替社債等の種類、額又は数及び償還日等を記載する。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とし、別記様式第9号の2、別記様式第40号の2及び別記様式第40号の3と複写式にする。

民法第96条第1項第1号「この封印をき損した者は、刑法第96条の規定により処罰されます。」や「この封印をき損した者は、刑法第96条及び同法第96条の5の規定により処罰されます。」と定める。

民法第96条第1項第2号「この表示書をき損した者は、刑法第96条の規定により処罰されます。」や「この表示書をき損した者は、刑法第96条及び同法第96条の5の規定により処罰されます。」と定める。

民法第96条第3項の趣旨をいふこととする。

1 「財産の表示」欄には、財産の名称、数量、性質及び所在等を記載する。

民法第96条第4項第1号「この参加差押財産搬出調書の謄本は、原本と相違ないことを証明します。」や「この差押財産搬出調書の謄本は、原本と相違ないことを証明します。」と定める。同条第5項の趣旨をいふこととする。

1 「財産の表示」欄には、財産の名称、数量、性質及び所在等を記載する。

「この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分を通知した日から起算して60日以内に、広島県知事に対して異議申立てる。」

分のあつたことを知つた日の翌日 「この通知に係る処分について不服がある場合は、(審査請求) をすることができま や から起算して60日以内と地方税法第19条の4第2号」 までに広島県知事に対して異議申立て(審査請求

この処分があつたことを知つた日の翌日 と定める。同条第5項の趣旨をいふこととする。この処分の日とのいずれか早い方の期限 と定める。同条第5項の趣旨をいふこととする。

債権差押通知書

第 平成 年 月 日
号

第三債務者
住所(所在地)
氏名(名称)

様

広島県総務局税務課
(広島県 県税事務所)
職
氏名

印

次の滞納者の財産について、次のとおり、国税徴収法第47条第1項の規定により差押えたので、同法第62条第2項の規定により通知します。
ついては、履行期限までに広島県(当事務所)に支払ってください。
なお、この通知書を受け取った後は、債権者に対して債務の履行をしてはいけません。

滞納者 (債権者)	住所又は居所 (所在地)									
	氏名 (名称)									
差押電子記録債権者 第三債務者	住所又は居所 (所在地)									
	氏名 (名称)									
差押電子記録債権の表示		平成 年 月 日								
差押年月日										
滞納金額	税目	年度	納期 月別	期限 法定納期限等	税額 円	延滞金額 円	過少申告 加算金額 円	不申告 加算金額 円	重加算金額 円	滞納処分費 円
	計									
履行期限										
摘 要										

(注) 1 「延滞金額」の欄及び「滞納処分費」の欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

この通知書作成の日の翌日から完結の日までの延滞金及び滞納処分費は、上記の金額に加算して徴収します。

2 この調書に係る処分について不服がある場合は、この処分があった日の翌日から起算して60日以内と地方税法第19条の4第2号に規定する日とのいずれか早い方の期限までに広島県知事に対して異議申立て(審査請求)をすることができます。(なお、審査請求書は、なるべく当県税事務所を経由して提出して下さい。)

また、この処分の取消しを求める訴えは異議申立て(審査請求)に対する決定(裁判)を経た後でなければ提起することはできませんが、決定(裁判)を経た後は、その決定(裁判)のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

ただし、①異議申立て(審査請求)をした日から3か月を経過しても決定(裁判)がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他決定(裁判)を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合には、決定(裁判)を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 1 「差押電子記録債権の表示等」欄の「差押電子記録債権の表示」欄には、電子記録債権の種類及び額その他電子記録債権を特定するに足りる事項並びに差押その範囲を記載する。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とし、別記様式第7号の2、別記様式第9号の2及び別記様式第25号の3と複写式に印刷する。

債権差押通知書

第 平成 年 月 日 号

電子債権記録機関
所在地

名称

様

広島県総務局税務課
(広島県 県税事務所)

職 氏 名

㊟

次の滞納者の財産について、次のとおり、国税徴収法第47条第1項の規定により差押えたので、同法第62条第2項の規定により通知します。
なお、この通知書を受け取った後は、差し押さえた電子記録債権の電子記録をしてはいけません。

滞納者 (債権者)	住所又は居所 (所在地)	
	氏 名 (名称)	
差押電子記録債権者 第三債務者	住所又は居所 (所在地)	
	氏 名 (名称)	
差押電子記録債権の表示		
差 押 年 月 日		平成 年 月 日
滞 納 金 額	税 目	年 度
		期 別
		納 期
		限 限
		延 滞 金 額
		過 少 申 告
		加 算 金 額
		不 申 告
		加 算 金 額
		重 加 算 金 額
		滞 納 処 分 費
		計
履 行 期 限		
摘 要		

(注) 「延滞金額」の欄及び「滞納処分費」の欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。
備考 1 「差押電子記録債権の表示等」欄の「差押電子記録債権の表示」欄には、電子記録債権の種類及び額その他電子記録債権を特定するに足りる事項並びに差押えの範囲を記載する。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とし、別記様式第7号の2、別記様式第9号の2及び別記様式第25号の2と複写式に印刷する。

「この差押に係る処分について不服がある場合は、この処分記録簿第三十一号(注)の申立て(異議申立て(審査請求))をすることができます。

分のあつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、広島県知事に
「この
」の4第

差押に係る処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から2号に規定する日とのいずれか早い方の期限までに広島県知事に対して異議申立て(審査請求)をして60日以内と地方税法第19条
「この
」の4第
請求)をすることができます。

別記様式第三十七号備考1及び別記様式第三十八号備考1を次のように定める。

1 「財産の表示」欄には、財産の名称、数量、性質及び所在等を記載する。

「この通知に係る処分について不服がある場合は、この処分記録簿第四十号(注)の申立て(異議申立て(審査請求))をすることができます。

のあつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、広島県知事に
「この通
」の4第2

知に係る処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内と地方税法第19条
「この
」の4第2
請求)をすることができます。

別記様式第四十号の次に二様式を加える。

平成 年 月 日

発行者
住所 (所在地)
氏名 (名称)

様
広島県総務局 税務課
(広島県 県税事務所)
職 氏名

印

差 押 通 知 書

次の滞納者の財産について、次のとおり、国税徴収法第47条第1項の規定により差押えたので、同法第73条の2第1項の規定により通知します。
ついては、差押振替社債等について金銭の支払等をする場合には、広島県(当事務所)に支払ってください。
なお、この通知書を受けた後は、債権者に対して債務の履行をしてはいけません。

滞 納 者 (債権者)	住所又は居所 (所在地)	
	氏 名 (名称)	
発 行 者	住所又は居所 (所在地)	
	氏 名 (名称)	
差押振替社債等 振替機関等	住所又は居所 (所在地)	
	氏 名 (名称)	
差押振替社債等の表示		

差 押 年 月 日		平成 年 月 日	
滞 納 金 額	税 額 円	延 滞 金 額 円	過 少 申 告 加 算 金 額 円
			不 申 告 加 算 金 額 円
			重 加 算 金 額 円
			滞 納 処 分 費 円
	計		

(注) 1 「延滞金額」の欄及び「滞納処分費」の欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

この通知書作成の日の翌日から完結の日までの延滞金及び滞納処分費は、上記の金額に加算して徴収します。

3 この調査に係る処分について不服がある場合は、この処分があった日の翌日から起算して60日以内と地方税法第19条の4第2号に規定する日とのいずれか早い方の期限までに広島県知事に対して異議申立て(審査請求)をすることができます。(なお、審査請求書は、なるべく当県税事務所を經由して提出して下さい。)

また、この処分の取消しを求める訴えは異議申立て(審査請求)に対する決定(裁決)を経た後でなければ提起することはできませんが、決定(裁決)を経た後、その決定(裁決)のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、広島県(代表者広島県知事)を被告として、広島地方裁判所に対し、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

ただし、①異議申立て(審査請求)をした日から3か月を経過しても決定(裁決)がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき、③その他決定(裁決)を経ないことにつき正当な理由があるときはいずれかに該当する場合には、決定(裁決)を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 1 「差押振替社債等の表示等」欄の「差押振替社債等の表示」の欄には、振替社債等の種類、額又は数及び償還日等を記載する。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とし、別記様式第9号の2、別記様式第13号の2及び別記様式第40号の3と複写式にする。

第 平成 年 月 日

振替機関等
住 所 (所在地)
氏 名 (名称)

様

広島県総務局税務課
(広島県 県税事務所)

職 氏 名

(印)

差 押 通 知 書

次の滞納者の財産について、次のとおり、国税徴収法第47条第1項の規定により差押えたので、同法第73条の2第1項の規定により通知します。
なお、この通知書を受け取った後は、差し押さえた振替社債等の振替又は抹消をしてはいけません。

滞 納 者 (債権者)	住所又は居所 (所在地)	
	氏 名 (名称)	
発 行 者	住所又は居所 (所在地)	
	氏 名 (名称)	
振替機関等	住所又は居所 (所在地)	
	氏 名 (名称)	
差押振替社債等の表示		
平成 年 月 日		
滞 納 金 額	滞 納 金 額	滞 納 金 額
延滞金額	延滞金額	延滞金額
過少申告 加算金額	過少申告 加算金額	過少申告 加算金額
不申告 加算金額	不申告 加算金額	不申告 加算金額
重加算金額	重加算金額	重加算金額
滞納処分費	滞納処分費	滞納処分費
計		
摘 要		

(注) 「延滞金額」の欄及び「滞納処分費」の欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

この通知書作成の日の翌日から完結の日までの延滞金及び滞納処分費は、上記の金額に加算して徴収します。

- 備考
- 「差押振替社債等の表示等」欄の「差押振替社債等の表示」の欄には、振替社債等の種類、額又は数及び償還日等を記載する。
 - 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とし、別記様式第9号の2、別記様式第13号の2及び別記様式第40号の2と複写式にする。

別記様式第六十八号を次のように改める。

別記様式第七十五号備考1、別記様式第七十六号備考1及び別記様式第七十七号備考1を次のように改める。

1 「財産の表示」欄には、財産の名称、数量、性質及び所在等を記載する。

別記様式第五百十一号中 次のとおり、国税徴収法第93条の規定によつて公売財産の入札等を取り消します。」を「 次のとおり、国税徴収法第114条の規定によつて公売財産の入札等を取り消します。このため。」と改める。

別記様式第五百二十二号中

「
新
規
則
」

を

「
申
出
書
」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。
(旧様式による用紙に関する経過措置)

2 この規則による改正前の各規則の様式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則による改正後の各規則の様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。